



One step beyond  
～その一歩先へ～

特定非営利活動法人 あきた結いネット  
相談受付内容の分析結果  
(2014～2020)

Panasonic  
NPO/NGO サポートファンド for SDGs  
助成事業



特定非営利活動法人 あきた結いネット  
〒010-0973 秋田県秋田市八橋本町3-20-21  
TEL / 018-874-8897 FAX / 018-874-8251  
CONTACT / info@akitayuinete.sakura.ne.jp  
<https://akitayuinete.com/>



2019年1月、私たちは新たなチャレンジをしました。  
Panasonic NPO/NGO サポートファンド for SDGs に助成いただき、  
2019年は組織診断、2020年・2021年は組織基盤強化に取り組んで来たのです。  
SDGsは2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

SDGs 目標1『貧困をなくそう』

私たちが法人設立の2013年から強く望んできた目標でもあります。

今回は2014年～2020年の間に、  
あきた結いネットが受け付けた相談内容の分析と本冊子発行の費用を  
Panasonic 様から助成いただきましたことを心より感謝申し上げます。

あきた結いネットは  
『地域にある資源を最大限に活かして無いものは創る!』をミッションに掲げ  
ソーシャルアクションに取り組んでいます。  
生活困窮やホームレスの問題は一つの躰から生まれるものではありません。  
いくつもの要因が重なり合って生じるのです。  
そのどこかの段階で社会構造そのものに働きかけるアクションができれば  
ペルソナではなく実在する目の前の人を  
幸せにするお手伝いができると思うのです。

シェルターの運営、身元保証事業、コロナ禍における新事業の立ち上げなど  
あきらめない精神で取り組んできた各事業を多くの方と共有し  
共に考えていく機会となることを期待いたします。

また、本冊子を通して  
世の中の困りごとに目を向けるきっかけが生まれ  
「他人事」から「我が事」へと  
シフトチェンジされる方が増えることを祈っています。

2021年11月吉日

特定非営利活動法人あきた結いネット  
理事長 坂下 美渉

## 特定非営利活動法人あきた結いネット 相談受付内容の分析結果 (2014～2020)

Panasonic  
NPO/NGO サポートファンド for SDGs  
助成事業

### Contents

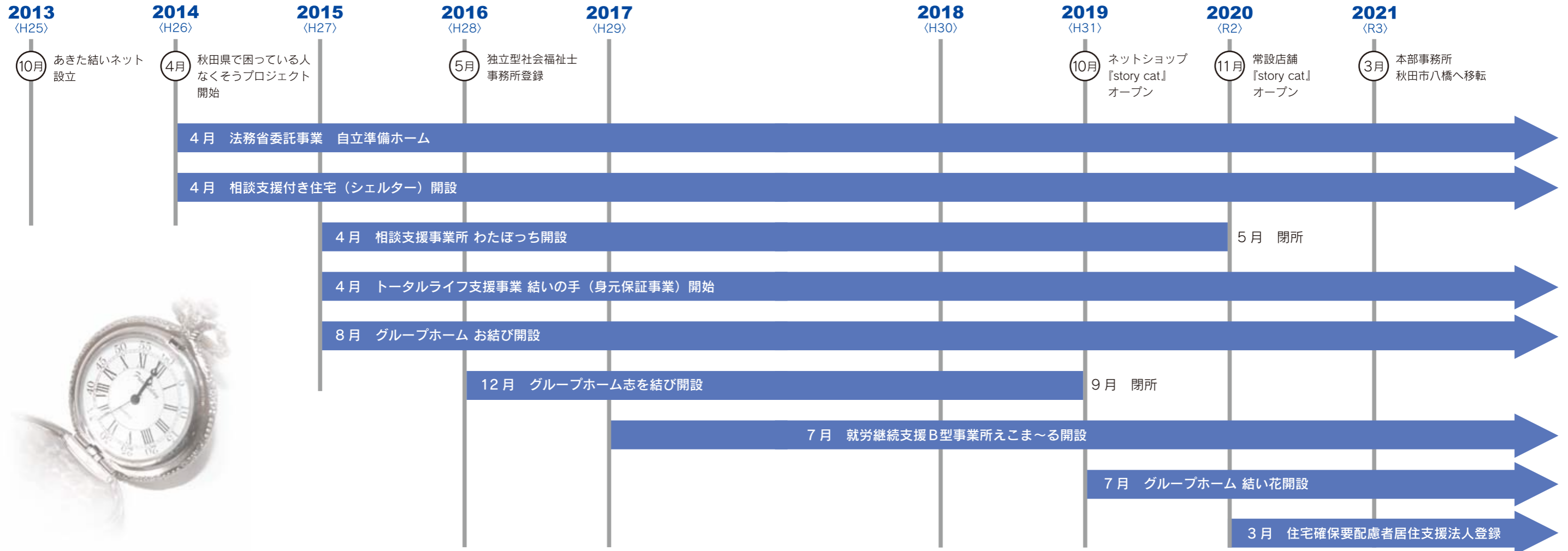
特定非営利活動法人あきた結いネットの history .....	P. 3～4
NO.1 相談受付内容の分析結果(2014～2020) .....	P. 5～6
NO.2 相談受付内容の分析結果(2014～2020) .....	P. 7～8
【事業紹介1】住宅確保要配慮者居住支援法人について.....	P. 9
【事業紹介2】触法者支援事業について.....	P.10
【事業紹介3】シェルター(相談支援付き住宅)について.....	P.11
【事業紹介4】トータルライフ支援事業 結いの手(身元保証事業)について.....	P.12
相談受付内容の分析結果(2014～2020)の総括と今後の見通し.....	P.13
法人概要 .....	P.14

**法人理念**

『私たちはあきらめない、見捨てない、妥協しない、地域福祉のジェネラリストである』  
 わたしたちは強い意志を持ち、地域と向き合います。  
 分野別のスペシャリストではなく、生活に関わる全ての課題に取り組めるジェネラリストを育て地域福祉に貢献いたします。

**ミッション**

『地域にある資源を最大限に活かして無いものは創る!』  
 地域にある様々な資源を結び付けてもなお、「制度の狭間」が埋まらない場合には無いものは創る精神でソーシャルアクションに取り組みます。



**取り組み**

自らの努力だけでは地域で自立した生活をおくることが困難な方、いろいろな理由から生活に困っている方などに対してどのような支援が必要かを整理し解決に向けてのサポートを行っています。

**断らないよろず相談窓口**

**相談内容**

- 〈当事者〉
  - ・住む場所がない
  - ・頼れる身寄りがない
  - ・借金、暴力、人間関係に悩んでいる
- 〈専門機関〉
  - ・支援策が見つからない
  - ・対応方法が分からない
  - ・ネットワーク構築ができない

**総合相談**

制度の枠組みにとらわれず様々なご相談を社会福祉士が中心となって対応しています。クライアントのニーズを把握し、必要な情報提供や各種手続きの同行、他団体へのつなぎを支援いたします。

**住宅確保要配慮者居住支援法人 (P.9)**

住宅確保要配慮者に対し生活支援を行います。

**触法者支援事業(法務省委託事業：自立準備ホーム) (P.10)**

触法者の受入れを行い、自立に向けた支援を行います

**シェルター（相談支援付き住宅） (P.11)**

どの制度にも該当しない方を受入れます。短期的（～6ヶ月以内）に、住居を提供し自立に向けた相談支援を行います。

**トータルライフ支援事業 結いの手(身元保証事業) (P.12)**

アパート契約や施設入所、入院等の場合に求められる身元保証を法人として行うものです。契約能力ありの方が対象で、連携団体や企業との協働により、身寄りのない方の生活の基盤を支える事業です。財産管理委託契約締結で金銭管理のフォローも可能です。

**共同生活援助（グループホーム）**

触法障がい者、身寄りの無い方を優先して受入れます。

**就労継続支援 B 型事業所**

一般就労を目指した支援プログラムを導入し、様々な作業を通して就労の楽しさや喜びを提供しています。

**セレクトショップ『story cat』運営**

障がい者施設で作られた商品を集めたショップです。400点以上の商品を取り扱っています。

**各種調査、セミナー開催**

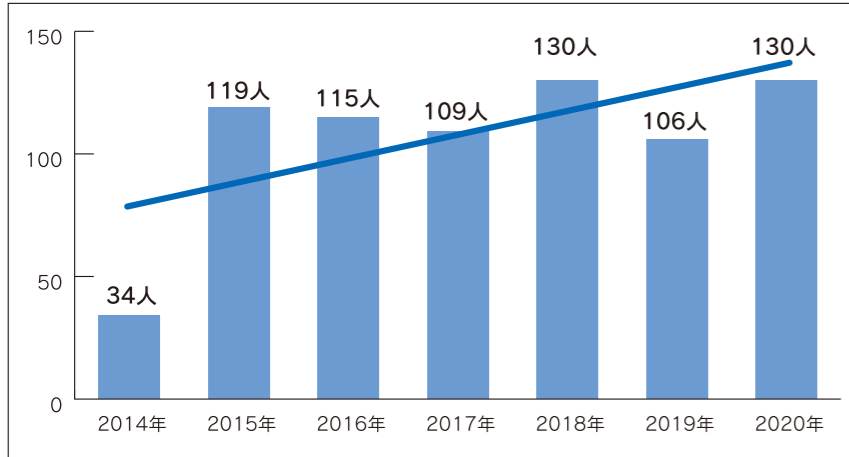
障がい者雇用に取り組む企業を集めた意見交換会等を実施しています。

# No.1 相談受付内容の分析結果 (2014年～2020年)

この分析結果は、あきた結いネットが2014年～2020年に受け付けた相談の内、相談者または相談元（ご本人または親族、関係機関等）が把握できているものに限ります。個人情報の開示がないご相談や、利用希望のない形での情報提供等は数字に反映されておりませんのでご了承ください。

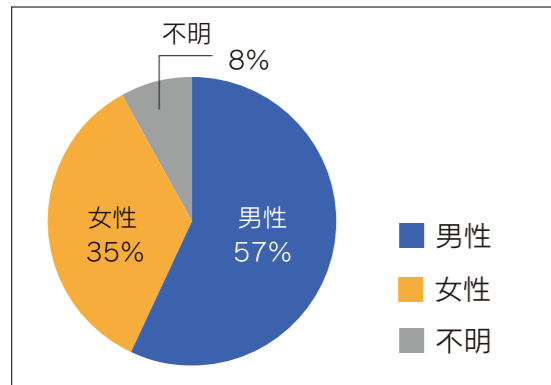


## 1. 相談件数



2015年から毎年100件以上の相談が寄せられている。2015年からトータルライフ支援事業結いの手（P.12参照）を開始したことで、身元保証に関する相談が増加。

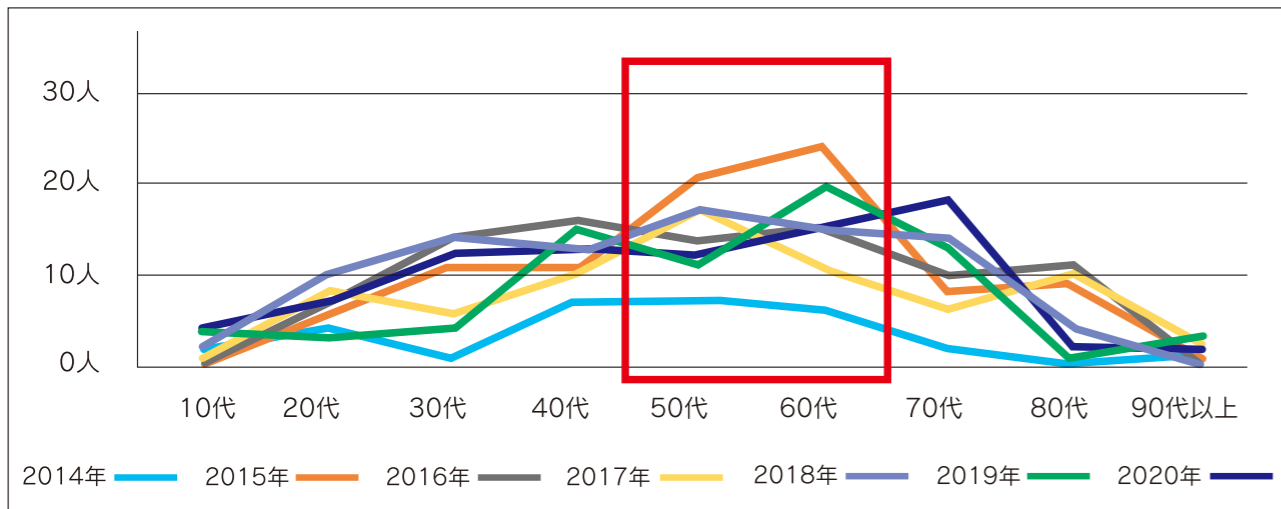
## 2. 性別



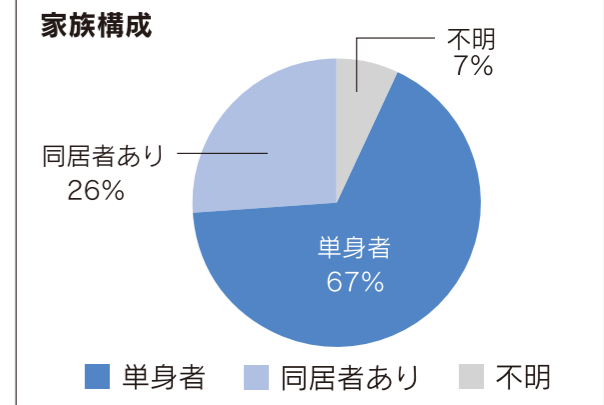
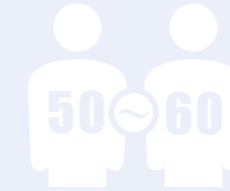
男性からの相談が57%となっている。住居なし・なくなるリスクあり（P.11参照）や触法者（P.10参照）は圧倒的に男性からの相談が多く、身元保証事業であるトータルライフ支援事業結いの手（P.12参照）はどの年代でも一定数女性からの相談があり、80代では男性を上回っている。男女の平均寿命が影響していると考えられる。



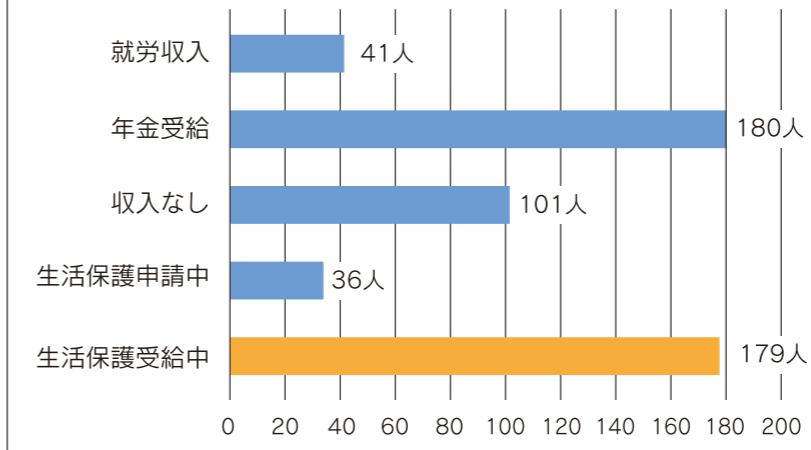
## 3. 年代



50代から60代の相談件数がどの年においても増加傾向にある。病気や景気等の関係で職を失ったあと、再就職できないケースが多く見られる。全相談における家族構成は単身者が約67%を占めており、それらから50代から60代の男性で単身者が様々な問題を抱えやすい状況が浮き彫りとなっている。



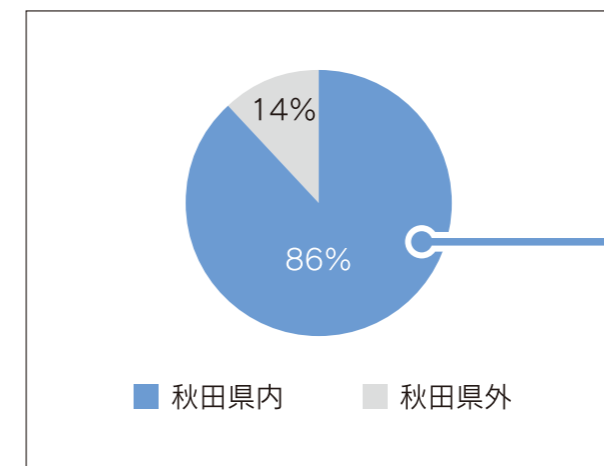
## 収入の状況



収入なし、生活保護申請中、生活保護受給中の合計が全体の6割を占めている。経済的な問題が、生活上の様々な困りごとへ繋がっていることが予測される。住居を喪失したケースにおいては再就職の厳しさからメンタル的な課題を抱えるケースも少なくない。



## 4. 相談直前に住んでいた場所、居た場所

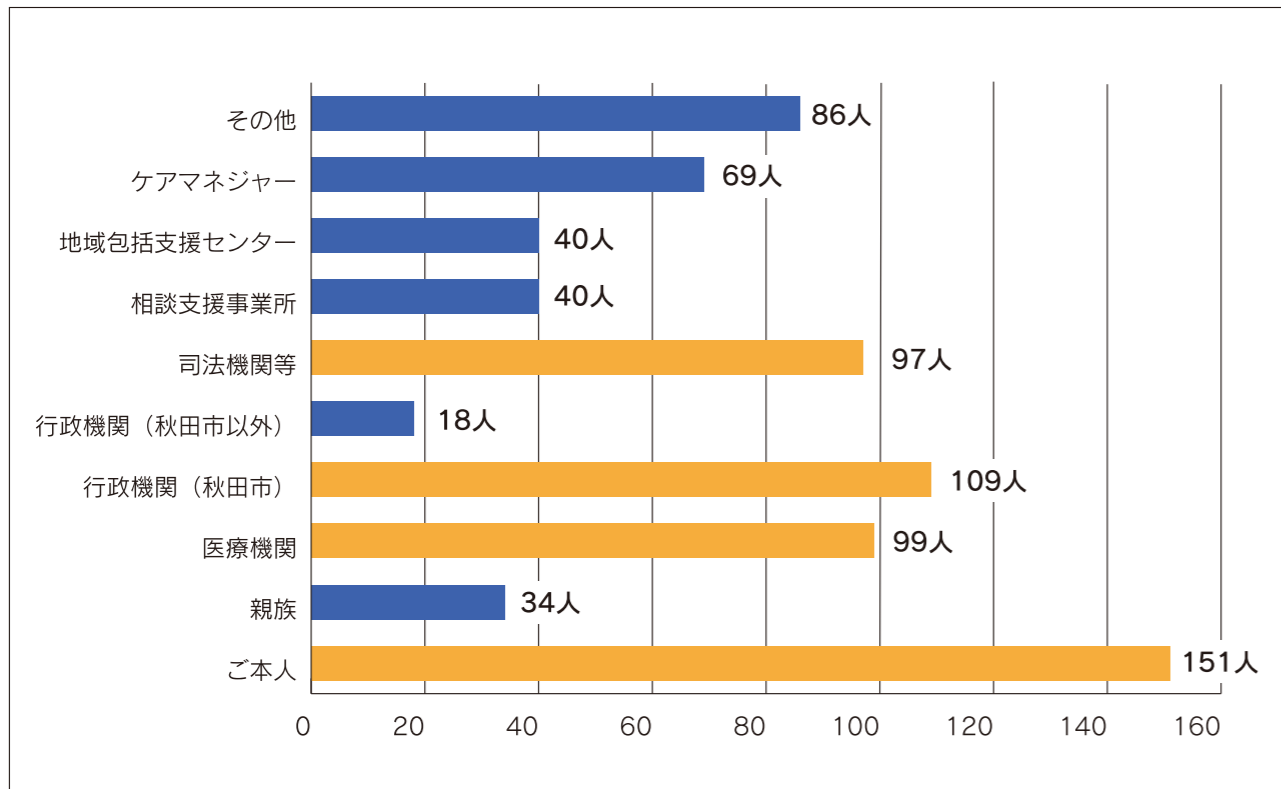


【内訳】 全295人

秋田市…… 215人	由利本荘市…… 10人
潟上市…… 14人	男鹿市…… 7人
横手市…… 10人	湯沢市…… 4人
大仙市…… 10人	その他…… 25人

秋田市が215人で秋田県内の72%を占めている。県庁所在地であり人が集まりやすい傾向にある。相談直前は秋田市にいたケースの内、矯正施設（刑務所等）入所者や、仕事を求めて秋田市に来たケースなどは、元々秋田市以外の出身者が多い。また秋田県外の中には海外（アメリカ、エジプトなど）の出身者も含まれている。

5. 相談元



ご本人(当事者)からの相談が多い傾向にあるが、当法人に相談する前、別の機関に相談し、そこで「あきた結いネットに相談してみたら?」と紹介されたケースが多い。地域包括支援センターやケアマネジャーからの相談を含め、『相談を受け付ける窓口からの相談』が多いことが特徴である。相談手段は電話相談が1番多く、次に法人ホームページに掲載している相談受付フォームとなっている。

医療機関における相談の多くは、『既に治療は終了し退院できる状況にあるが、帰住先がない』というものである。秋田県内においても社会的入院の問題が生じていることが分かる。

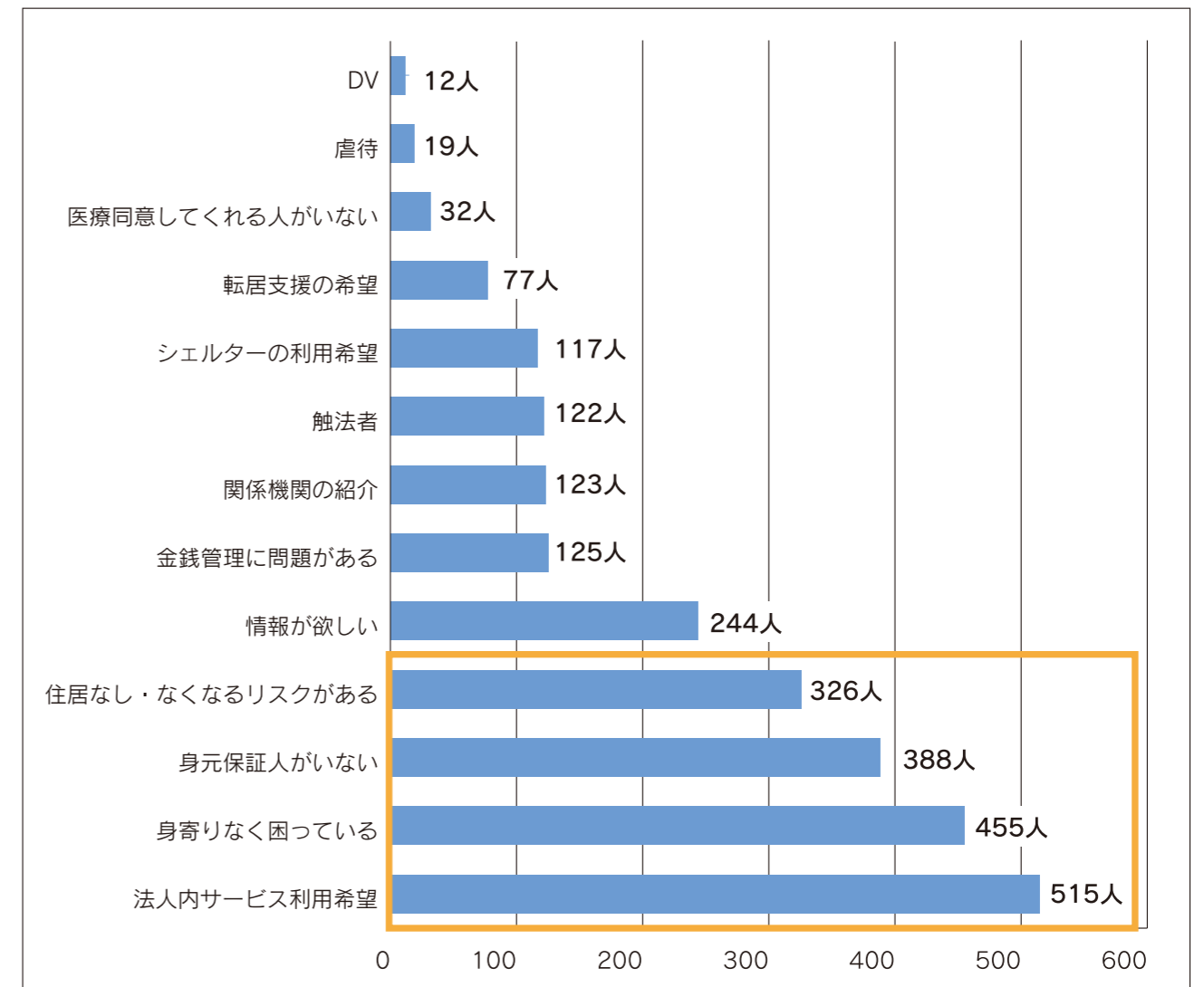
行政機関(秋田市)からの相談は、109人のうち65人と約半数が生活保護担当からである。秋田市役所に

は秋田市以外からも人の流入があり、住む場所がない形での生活保護申請も多い。当法人のシェルター(P.11 参照)を活用し、自立に向けた支援を行政と共に実施している。

司法機関等からの相談は、自立準備ホーム(P.10 参照)への委託の関係で保護観察所からの相談が、司法機関等97人のうち35人(36%)と高くなっている。他、刑事事件の国選弁護人からの相談が26人(26%)となっており、執行猶予判決のケースなどで福祉的支援を行う団体として連携している。



6. 相談内容のカテゴリー別集計 ※該当カテゴリー全てカウント



全相談人数743人のうち、515人(69%)が法人内サービスの利用を希望している。それは、身寄りなし、身元保証人なし、住居なしの人数にも通じるところであり、それらの問題を当法人が運営する身元保証事業やシェルター事業等がカバー出来るのではないかと、大きな期待が寄せられている結果とも言える。

しかしながら、身元保証事業においては判断能力の有無によって契約できないケースも多く、シェルター事業においては受け入れ可能人数が4人のため、部屋に空きがない場合は対応困難となることもある。シェルターは過去、最大12人分確保していた時もあった

のだが、火災や地震発生時等の安全確保と、緊急時の対応を十分に行うためには財政的な問題もあり規模を縮小した経緯がある。また人数は少ないものの、DVや虐待ケースの相談もあり、シェルターの需要は増加傾向にあると考えられるため、安全面、運営面、財政面のバランスを見ながら対応を検討したい。



## 事業紹介 ① 住宅確保要配慮者居住支援法人



2020年3月に秋田県からの許可を受け登録をしました。  
住宅確保要配慮者居住支援法人の役割は、ホームレス支援に似ています。  
今まで私たちが取り組んできた実績とノウハウを発揮し、  
より多くの皆さんの『住』をサポートしていきたいと考えています。

### あきた結いネットが居住支援法人として取り組んでいること

- ①登録住宅の入居者への家賃債務保証  
→居住支援法人としては実施せず。
- ②住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談  
→不動産会社の紹介、家具什器・布団の手配、ライフライン契約サポートなど
- ③見守りなど要配慮者への生活支援  
→月1～2回の家庭訪問(生活状況、経済状況、就労等について確認)、関係機関との連絡調整。
- ④①～③に付随する業務  
→死亡・退去時支援

※①はトータルライフ支援事業結いの手の身元保証事業として実施。  
※②～④はトータルライフ支援事業結いの手の見守り支援の一環としても実施している。

### 居住支援法人制度の概要

#### 居住支援法人とは

- 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの。
  - 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能。
- ※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

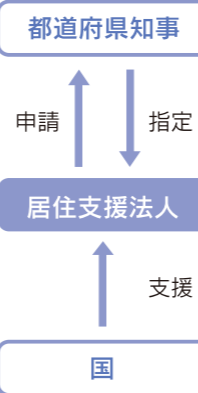
#### 〈居住支援法人に指定される法人〉

- NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)
- 社会福祉法人
- 居住支援を目的とする会社等

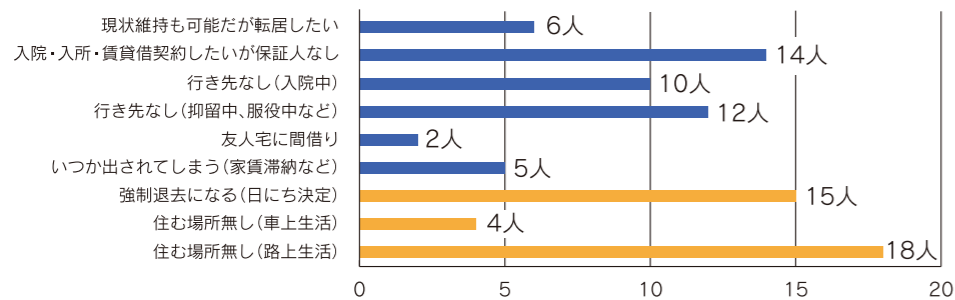
#### 〈居住支援法人の行う業務〉

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
  - ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
  - ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
  - ④ ①～③に付随する業務
- ※居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

#### 【制度スキーム】



### 2020年(1月～12月)の住居や保証人に関する相談件数



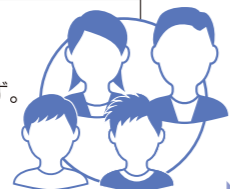
住む場所なし(路上生活、車上生活)、強制退去のケースはすぐに住む場所の確保が必要となります。また、それ以外の相談も住む場所や居場所を喪失する可能性が高く、継続的なサポートが必要となります。

#### 【転居支援の事例】

- ・4人家族(父、母、息子2人)
- ・父、母ともに働いているが収入が安定せず。
- ・息子2人の部活動に費用がかかる状況。
- ・相談者は母。

#### 【相談内容】

収入が安定せず、家賃を2か月滞納した段階で賃貸保証会社から裁判を起こされ、数日後には強制退去となってしまった。行き先がない。



#### 【支援内容】

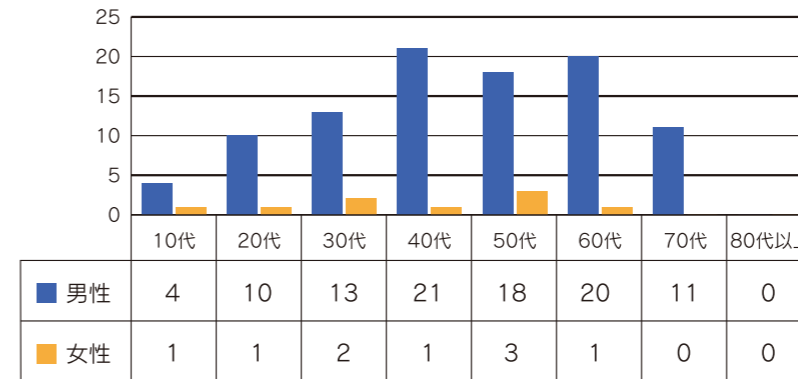
- ◎一時的にシェルター(相談支援付き住宅)へ入居してもらい、次の転居先を検討する方向で調整。
- ◎相談翌日には法人車両で必要な家財道具や衣類等を搬出。
- ◎収入と支出のバランスについてアドバイス。
- ◎数か月後には転居先が決まり引っ越しとなる。

## 事業紹介 ② 触法者支援事業



あきた結いネットでは2014年から罪を犯した方(触法者)の支援に取り組んでいます。それは2010年～2013年までの4年間、当法人の理事長である坂下が、秋田県地域生活定着支援センターで矯正施設出所者等の支援を行う相談員をしていたことによります。現在のネットワークの多くも、その際に構築されています。

### 2014年～2020年 触法者の相談件数



#### 相談元

- ご本人
- 弁護士
- 検察庁
- 保護観察所
- 刑務所
- 地域生活定着支援センター など

#### 犯罪の種類

- 窃盗罪
- 詐欺罪
- 殺人罪
- 公然わいせつ罪
- 横領罪
- 器物損壊罪
- 脅迫罪
- 強制わいせつ罪
- 現住建物等放火罪
- 公務の執行を妨害する罪
- 文書偽造の罪 など

### 自立準備ホームについて 法務省委託事業 ※保護観察所からの依頼となります。

- 刑務所・少年院などを出所(院)した後、帰る家がない人が、自立できるまでの間、一時的に住むことのできる民間の施設です。
- 入所の宿泊費用は国が負担します。働いて得た賃金の多くを自立資金に当てることができます。食事に要する費用は収入の状況に応じて、無料で支給する場合があります。
- 施設の規則(門限、禁酒、掃除当番など)に従って生活し、仕事や貯金をして自立を目指します。規則を守らなかったり、職員の指導・助言を拒否したりした場合など、状況によっては退所となることもあります。

### あきた結いネットが自立準備ホームへ受け入れた人数

2014年～2021年8月末現在 40名



#### 【自立準備ホーム受け入れの事例】

- ・40代 男性
- ・仕事がなく生活困窮となり食糧品を窃盗
- ・弁護士から相談あり
- ・頼れる親族はいない



#### 【相談から受け入れまで】

弁護士と共に相談員が面談。帰る家がない状況だったので自立準備ホーム受け入れとなる。窃盗罪については起訴猶予となったケース。

#### 【支援内容】 支援期間6か月

- ◎毎日の面談(生活状況、就職活動の進捗等の確認)
- ◎本人の希望により金銭管理を実施
- ◎メンタル面のサポート など

#### 【支援結果】

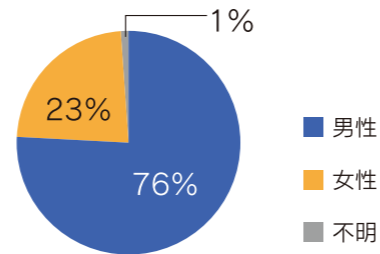
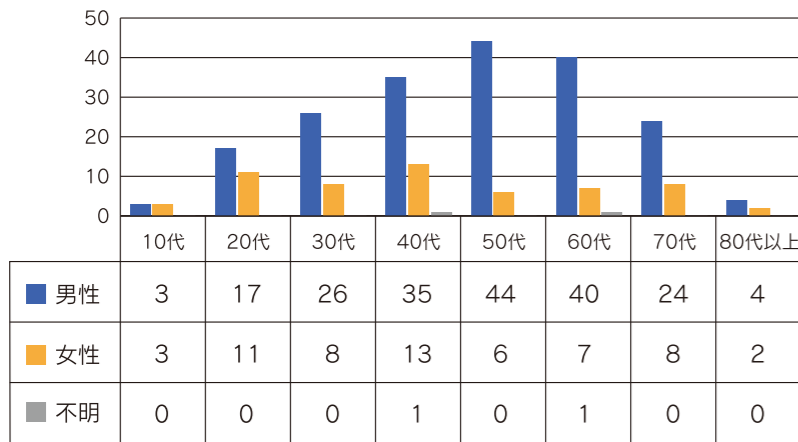
- ◎フルタイム勤務の定職に就く
- ◎給料からアパート入居費用を貯蓄し、希望の物件を契約。入居完了している。

### 事業紹介 ③ シェルター（相談支援付き住宅）



シェルター（相談支援付き住宅）は2014年4月から開始。  
現在は4人分の部屋を確保し、自立準備ホームの入居者も利用しています。  
連動型火災報知器や緊急時のアルソック警備サービスも導入。  
ホームレスを始めとした多くのケースに対応しています。

#### 2014年～2020年住居なし・なくなるリスクありの相談件数

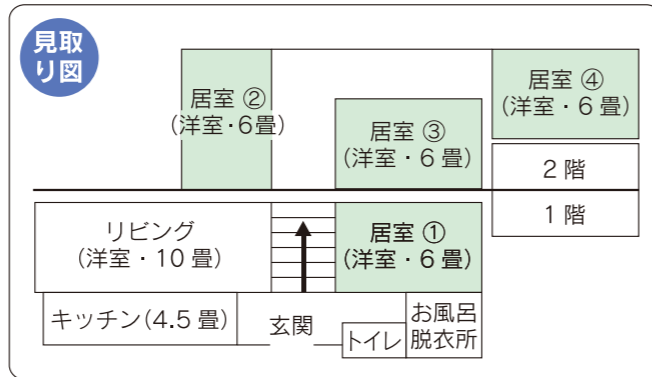


#### 相談の傾向

- 男性の相談者がどの年代でも高い。50代がピークであり、ピークから若年、高齢に向け山型のカーブとなっている。
- 女性の相談者は40代をピークに減少傾向にある。

#### シェルター（相談支援付き住宅）受け入れの流れ

1. 相談者ご本人または関係者から相談が入る。
2. 相談員が電話、メール、面談の手段を用いて困りごとを詳しく聞き取る。(アセスメント)
3. 法人内で支援方針を検討する。(支援計画の作成)
4. 入居に関する契約書にサインをいただく。  
入居時のルールの確認。必要に応じて財産管理委託契約を締結し金銭の管理(家計支援)を実施する。



#### 【入居費用】

- ◎長期利用(1か月以上)  
相談支援料 10,000円  
家賃 31,000円  
光熱費実費
  - ◎短期利用(1日～)  
1日 2,000円
- ※収入、所持金により支払い免除  
や減額もあり



アルソック警備ボタン

#### 【入居事例1】



- ・女性 30代
- ・夫からのDV
- ・母親からの相談
- ・引っ越し先が見つかるまで受け入れをして欲しい。
- ・諸事情により女性相談所の利用は難しいケース。

#### 【入居事例2】



- ・男性 年齢不詳
- ・記憶喪失
- ・外国出身者
- ・入院している病院からの相談
- ・日本語があまり話せない。
- ・記憶は戻らないが身体は元気で退院できる状況にある。

#### 【入居事例3】



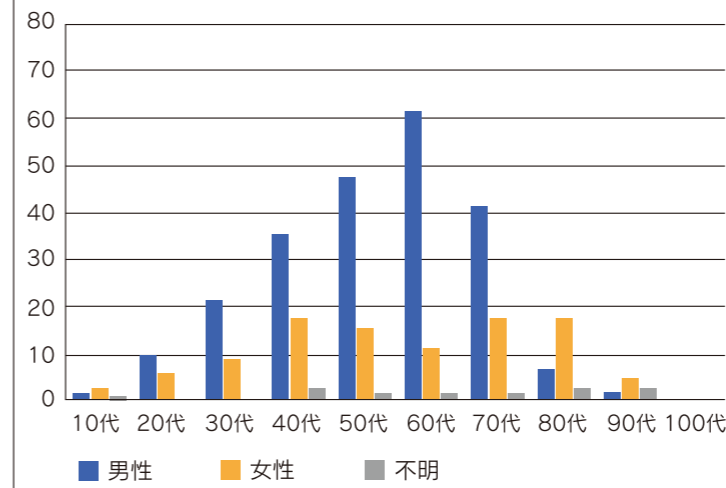
- ・男性 20代
- ・自殺願望あり
- ・秋田県外在住
- ・行政機関から相談
- ・仕事が上手くいかず、死に場所を探して秋田県へ来たが、死にきれなかった。

### 事業紹介 ④ トータルライフ支援事業 結いの手(身元保証事業)



2015年4月から身寄りの無い方の身元保証事業を開始しました。  
それは2014年に19件の身寄りの無い方の相談が寄せられたからです。  
私たちの事業は、いつも「地域からのSOS」を元に組み立てられています。  
最初のSOSの数がどんなに少なくても、1人ひとりと向き合う法人であり続ける為に。

#### 2014年～2020年 身寄りがなくて困っている相談受付件数



#### 相談の傾向

- 男性は60代がピーク。総数の約7割を占める。
- 女性は年齢が高くなるほど、相談件数が増加している。

#### 【困りごとの詳細】

- 賃貸住居入居時の連帯保証人がいない
  - 施設入居時の身元保証人がいない
  - 入院時の身元保証人がいない
  - 医療同意してくれる人がいない
  - 就職時の身元保証人、緊急連絡先がない
  - 亡くなった後の死後事務をしてくれる人がいない
  - 亡くなった後の入るお墓がない など
- ※医療同意、就職時の身元保証、緊急連絡先には対応しておりません。

#### 【トータルライフ支援事業結いの手とは】

1. 身寄りがなく頼れる親族がいないため、賃貸住宅・福祉施設の利用や入院時等の身元保証人、連帯保証人、緊急連絡先等に困っている方が利用できる事業です。
2. 結いの手の利用には財産管理(財産管理委託契約)が伴います。銀行に代理人の届け出をし、毎月の各種支払を結いの手が代行する他、ご希望額の生活費をお手元までお届けいたします。  
※特例として財産管理を伴わない場合があります。  
過去に借金や滞納がなく、計画的な収支が可能な方が該当します。
3. 金銭管理(財産管理委託契約)のみの利用も可能です。

#### 【利用の流れ】

社会福祉士が面談し、困っていることの聞き取りや必要なサービスの検討を行います。様々な制度等を活用しても身元保証等の問題が解決しない場合には、契約能力の確認(主治医の意見書)を行った上で契約締結となります。

#### 【利用料】

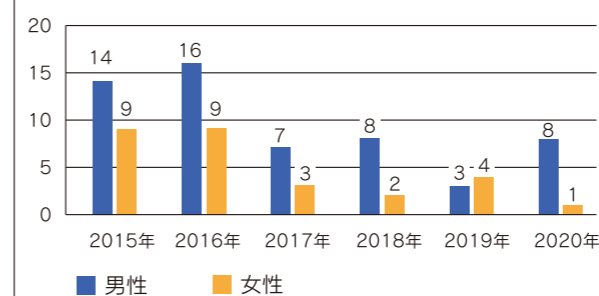
- 身元保証料 月5,500円 ●財産管理料 1回1,000円
- ◎所得の少ない方
- 身元保証料 月3,500円 ●財産管理料 1回1,000円
- 財産管理のみ契約 1回目1,500円  
2回目から1回につき1,000円

別途、初回相談料3,000円と入会金が必要となります。  
入会金は契約内容によって変わります。

#### 【結いの手で出来ること】

- ・24時間電話対応(夜間は緊急時のみ)
- ・各種支払いの代行と家計支援
- ・ケアマネジャーや相談員等との連絡調整。担当者会議出席。
- ・健康状態と服薬の確認
- ・通院同行、買い物代行(有料サービス)
- ・生活に必要な各種情報の提供

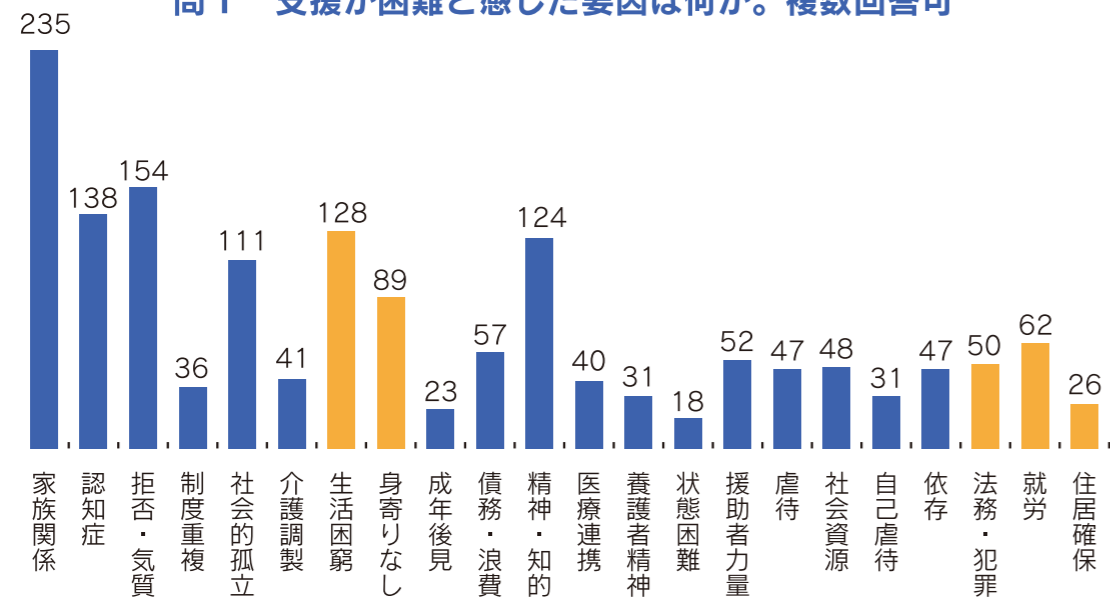
#### トータルライフ支援事業結いの手 新規契約数



相談受付内容の分析結果（2014年～2020年）の総括と今後の見通し

2014年実施 地域課題を浮き彫りにするアンケート調査

問1 支援が困難と感じた要因は何か。複数回答可



上記アンケート調査は、2014年に当法人で実施したものである。秋田市内の相談業務を担当する個人・機関・団体1,010箇所へアンケートを送付し、「特に支援で困難を感じた事例」について回答を求めた。その結果から、あきた結いネットでは2014年当時、支援体制が不十分

であったり、地域課題と認識されていなかったりした要因5つ（生活困窮、身寄りなし、法務・犯罪、就労、住居確保）に焦点を当て事業展開を検討したのである。そして、あきた結いネット history (P.3～4) の通り、次々と「無いものは創る！」を実践してきた。

支援困難要因を解決する当法人の事業 ※本冊子で紹介していない事業含む

- \*生活困窮→シェルター（相談支援付き住宅）、衣類、布団、日用雑貨等の提供、寄付品食堂（無償弁当配布）
- \*身寄りなし→トータルライフ支援事業結いの手
- \*法務・犯罪→自立準備ホーム、触法障がい者を優先的に受け入れるグループホーム
- \*就労→就労継続支援B型事業、スーツ無料貸し出し、有償ボランティア受け入れ
- \*住宅確保→シェルター（相談支援付き住宅）、自立準備ホーム、住宅確保要配慮者居住支援法人

【分析結果の総括】

本冊子が分析している2014年～2020年の相談受付の分析結果から、2014年のアンケート調査で焦点を当てた要因5つへのアプローチは実現できていると判断できる。ご本人（当事者）や行政、関係機関からも要因5つに関する相談が次々と寄せられている。2014年当時、秋田県内において「生活困窮」は個人や行政、福祉分野等で把握されているに留まっていたが、現在は社会

問題と認識されている。早期のアプローチが実現したのは、アンケート調査という「地域の声」を吸い上げる取り組みの成果である。

また、分析作業中に気づいたこととして「就労に関する相談が少ない」と感じた。住居を失う前に、まだ住む場所がある段階で、離職・失業等の相談も受けられるのであれば、状況は変わっていくのではないかと思われる。

【今後の見通し】

現在すでに事業化しているものはブラッシュアップし、相談件数に対し対応が出来ていない部分（シェルターや身元保証事業）の改善、就労に関しては新規事業の提案・実践を行って行きたいと考えている。また、あきた結いネットのイメージの定着により、生

活困窮や身寄りのない方、触法者以外の相談がほぼ無い状況にある。2014年に実施したアンケート調査と同様の調査を2024年に実施予定とし、秋田県の10年間の変化を分析したいと思う。その結果から、新たな課題を導き出し事業化を進めていきたい。



法人概要

法人名	特定非営利活動法人あきた結いネット
設立	2013年10月7日
所在地	〒010-0973 秋田県秋田市八橋本町3-20-21 第二松原荘1階
連絡先	TEL: 018-874-8897 FAX: 018-874-8251 E-mail: info@akitayuinet.sakura.ne.jp
H P	https://akitayuinet.jimdo.com
役員	理事長 坂下 美渉 副理事長 鮎川 義寛 理事 佐藤 岳彦 理事 松本 慶一 監事 塚田 正人
事務局	石原 典子 菊池 忠豪
従業員	12名

本冊子は Panasonic NPO/NGO サポートファンド for SDGs の助成を受け制作しています。

就労継続支援B型事業所「えこま〜る」



〈作業風景〉



〈作業風景〉



〈店舗・story cat〉

障がい者の就労支援事業。店舗運営やインターネット販売を通して就労の楽しさやパソコンスキルの上を図ります。一般企業と同じように事業所における行動指針を掲げ高い志を持って就労訓練に取り組んでいます。

障がいのある方が作っている商品をセレクトし、対面販売・WEB販売をしています。商品企画・制作・WEBショップ管理・発送作業まで障がい者の皆さんがメインで行っています。